



共 催：日本弁理士会、香川県  
 後 援：特許庁、四国経済産業局、高松商工会議所、高松市役所、  
 香川県商工会連合会、さぬきうどん協同組合、(社)発明協会香川県支部  
 日 時：平成18年1月27日(金)午後1時  
 会 場：香川産業頭脳化センター  
 対 象 者：地域団体、組合、公共団体及大学等  
 参 加 料：無料  
 募集人数：100名(事前申し込み)

## 2. プログラム

- ・開会挨拶 13:00
- ・講 演 13:10~14:40  
 テーマ：「商標を活用して地域ブランド戦略への展開」  
 講 師：久門保子氏 (日本弁理士会商標委員会委員)
- ・質疑応答 14:40~14:50
- ・パネルディスカッション 15:00~16:40  
 テーマ：「香川の地域ブランドの活用策」  
 パネリスト 大峰 茂樹 氏 さぬきうどん共同組合  
 久門 保子 日本弁理士会 商標委員会委員  
 山内 康伸 日本弁理士会 香川県窓口責任者  
 コーディネータ 本宮 照久 日本弁理士会 商標委員会委員長
- ・質疑応答 16:40~16:55
- ・閉会挨拶 16:55~17:00

参加申込み先 「地域ブランドセミナー」運営事務局 担当 山内特許事務所 山内 行  
 e-mail yama-pat@mail.netwave.or.jp FAX 087-823-6814

以上

判別

日本弁理士会  
 商標キャラバン隊

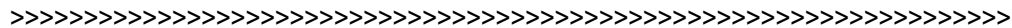
地域ブランドセミナー in 香川

参加申込書

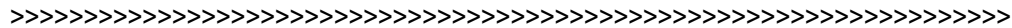
フリガナ 氏 名				年齢	歳
連絡先	住所				
	〒	-			
団体・会社名			部署・役職		
電話番号	( )		E-mail		

「地域ブランドセミナー」運営事務局 担当：山内特許事務所内 山内 FAX：087-823-6814

ご記入頂いた個人情報は、本セミナーに関する連絡以外の目的には使用いたしません。



## 2. コラム 地域ブランドを登録しよう (香川経済レポート7月掲載)



地域ブランドを登録しよう

### 2 どんな商標が登録になるのか

商標法の一部改正により、「地域名+商品名」からなる文字商標のみが登録の対象となります。具体的には、以下の3類型があります。

- ① 「地域名+商品」の普通名称」からなる商標。例えば、〇うどん、△△みかん等です。
- ② 「地域名+商品(役務)」の慣用名称」からなる商標。例えば〇〇織や△△染等です。
- ③ 「地域名+商品(役務)」の名称+産地等を表示する際に付される

### 1 誰の名義で出願するか

登録を受けることができる者は、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ① 法人格を有すること
- ② 事業協同組合等の特別な法律により設立された組合であること
- ③ 設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保証されていること

具体的には事業協同組合、農業協同組合等が登録名義人になれます。一方、地方公共団体や商工会、社団法人等は登録名義人になりません。

次に「商品名(役務名)」とは、「うどん」「のり」「うちわ」等、農産物や海産物、工業品等のこと

とができます。

一方、「地名」のみからなる商標や、図形の人った商標は対象外となります。

### 3 周知性が必要

登録をうけるには、需要者の間に広く認識されていること、つまり「周知」となっていることが必要です。

周知性の程度は、商品(役務)の特性にもよりますが、隣接都道府県に及ぶ程度の範囲において浸透していることです。従って、全国的に著名と言えない商標であっても、地元で有名であれば登録の可能性もあります。

### 4 地域との密接性

商標中の「地域名」はその商品(役務)と密接な関連性を有する地域の名称であることが必要です。農産物や海産物であればその地域が収穫地・漁獲地と言える場合

・工業品であれば、主要工程がその地域でなされている場合  
・主要な原材料がその地域で生産

されている場合

・製法が地域に由来している場合  
などです。

### 5 手続的事項

施行日は平成18年4月1日です。施行日以降は、特に特例期間等はなく、先願主義(先に申請した方が登録される)を適用されます。なお、現在出願中の商標等、施行日以前に出願しているものについては、地域団体商標への出願変更は不可能です。

(地域ブランドの実例) ・夕張メロン ・倶馬牛 ・三輪そうめん ・土佐節 などがあります
---